

各種申請手続きや法律的なお悩みを
お持ちの方は、お気軽にお問合せください。

【愛知県行政書士会 支部一覧】

中央支部	名古屋市千種区・中区・名東区・東区	一宮支部	一宮市・稲沢市
西北支部	名古屋市北区・西区・清須市 北名古屋市・西春日井郡豊山町	海部支部	津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部郡
名古屋支部	名古屋市中村区・中川区・港区	知多支部	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・知多郡
昭和支部	名古屋市昭和区・天白区・日進市・愛知県東郷町	岡崎支部	岡崎市・額田郡幸田町
名南支部	名古屋市瑞穂区・熱田区・南区・緑区・豊明市	豊田支部	豊田市・みよし市
東名支部	名古屋市守山区・瀬戸市・尾張旭市・長久手市	西尾支部	西尾市
尾張支部	春日井市・小牧市	碧海支部	碧南市・高浜市・刈谷市・知立市・安城市
尾北支部	犬山市・江南市・岩倉市・丹羽郡	新城支部	新城市・北設楽郡
		東三支部	豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市



愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL 052-931-4068 FAX 052-932-3647

詳しくは **愛知 行政書士** 検索

<https://www.aichi-gyosei.or.jp/>



■ 無料相談会もご利用ください

一般向け
予約優先

◎毎月第二火曜日(10:00~16:00)愛知県行政書士会館にて

◎電話相談会も実施しています。詳しくは

【相談受付専用電話】052-908-7255までお問合せください。



法務と実務のスペシャリスト

行政書士

INFORMATION

申請書類などの相談・作成・提出は、
国家資格の「行政書士」に、まずご相談ください。



愛知県行政書士会

困ったことになる前に、 お近くの行政書士にお任せください。

行政書士は、許認可手続きと法律書類作成のスペシャリストです。

幅広い法律知識に基づいて、官公署に提出する書類の相談・作成・申請等の手続き、
各種契約書の作成等あなたに代わってお引き受けします。(但し、他の法律に特別の定めのあるものを除く)

行政書士は愛知県内に個人会員3,200人、法人会員70法人を超えて登録しています。

(令和4年7月現在)

10,000種類以上といわれている許認可書類をはじめ、日常生活では様々な書類の作成、提出が必要です。

私達は、皆様の最も身近な相談窓口として、また、地域社会に最も密着した“街の身近な法律家”として、
様々な問題に対応しています。



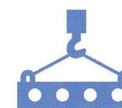
独立開業に 関するもの

- 風俗営業許可申請
- 飲食店営業許可申請
- 質屋・古物営業許可申請
- 旅行業登録申請
- 倉庫業登録申請
- 貸金業登録申請
- 宅地建物取引業免許申請
- 酒類販売業許可申請
- 会計記帳
- 日本政策金融公庫への融資申込 等



外国の方に 関するもの

- 在留資格認定証明書交付申請
- 在留期間更新許可申請
- 在留資格変更許可申請
- 永住許可申請
- 帰化許可申請 等



建設業に 関するもの

- 建設業許可申請
- 経営事項審査に係る申請
- 入札参加資格審査申請
- 解体工事業登録申請
- 浄化槽工事業登録申請
- 登録電気工事業登録申請
- 建築士事務所登録申請
- 産業廃棄物処理業許可申請
- 一般廃棄物処理業許可申請 等



権利義務・事実証明に 関するもの

- 遺言書作成
- 遺産分割協議書作成
- 法定相続情報証明制度申請
- 相続人及び相続財産の調査
- 内容証明・協議書・各種契約書作成
- 実地調査に基づく各種図面類作成
- 議事録・会計帳簿・申述書作成
- 自賠責保険関係 等



法人・組合等を つくりたい時に

- 株式会社、合同会社等設立関係
- 中小企業等協同組合設立許可申請
- NPO法人設立認証申請
- 一般社団・財団設立申請
- 公益社団・財団認定申請
- 医療・社会福祉法人等設立申請 等



自動車に 関するもの

- 車庫証明の申請
- 自動車登録の申請
- 運送事業経営許可申請
- 特殊車両通行許可申請
- OSS申請
- 丁種封印取付業務 (県外封印可) 等



家を建てたい 時に

- 開発許可、建築許可関係
- 道路占用許可、水路占用許可関係
- 建築確認申請に係る各種申請届出
- 国土法、土地基本法に関するもの
- 公有地の払い下げ関係
- 農地転用許可・届出 等



知的資産に 関するもの

- 著作権に係る契約書の作成及び
移転等の登録申請
- 品種登録(種苗法)出願
- 育成者権に係る契約書の作成及び
登録申請
- 回路配置利用権等登録申請
- 知的資産経営報告書作成支援 等



社会・労働保険に 関するもの

- (昭和55年経過措置に係る行政書士のみ)
- 社会・労働保険新規適用申請
- 就業規則・賃金規程等の作成・届出
- 労働保険事務組合認可申請
- 労働者派遣事業許可申請・届出 等